

国民年金からのお知らせ

「年金の時効消滅分」も給付されます

平成19年7月6日の「年金時効特例法」の施行に伴い、年金記録の訂正による年金の増額分は、5年間の時効により消滅した分を含めて、ご本人、またはご遺族の方へ全額をお支払いすることができるようになりました。

対象となるのは、時効消滅により受け取ることができなかった年金の増額分などがある次の方々です。

●対象となる方

◆すでに年金記録が訂正されている方

- ① 年金記録の訂正により年金額が増えた方
- ② 年金記録の訂正により年金の受給資格が確認され、新たに年金をお支払いすることとなった方
- ③ ①や②に該当する方が亡くなっている場合には、そのご遺族の方

◆今後、年金記録が訂正される方

- ④ 今後、年金記録が訂正された結果、上記①～③と同様に年金額が増える方

●必要な手続きは

◆年金の受給開始後、すでに年金記録が訂正されている方

社会保険庁から、必要な事項を印刷した用紙を今

月から順次発送します。また、今すぐに手続きをしていただくこともできます。その場合には、大月社会保険事務所に手続きをお問い合わせください。

◆今後、年金記録が訂正される方

記録訂正の手続き以外に特別な手続きは必要ありません。自動的に5年を経過した分の年金額もお支払いします。

●お持ちいただくもの

◆年金を受給している方の場合

年金証書や振込通知書など、基礎年金番号や年金コードが確認できるもの

◆未支給年金を受けたことがあるご遺族の場合

・亡くなられた方の基礎年金番号や年金コードが確認できるもの

・手続きをされる方のご本人確認ができるもの

・振り込みを希望される金融機関の預金口座の通帳

◆未支給年金を受けたことがないご遺族の場合

次のお問い合わせ先にご確認ください。

問合せ先

山梨社会保険事務局大月事務所 ☎(22)5873

市民生活課 国民年金担当

伝言板

富士・東部保健福祉事務所(富士・東部保健所)

特定不妊治療費

助成事業について

平成19年度から、助成対象者の所得制限額と治療対象回数数が変わりました。所得制限額(夫婦の合計所得)

650万円未満 ↓ 730万円未満

治療対象回数

年1回 ↓ 2回

他の要件は次のとおりで、手続きは随時保健福祉事務所で行っています。

対象者

○夫婦のどちらかが、富士・東部地区に住所を有している。

○法律上の婚姻をしている。

○特定不妊治療以外に妊娠の見込みがないか、または、極めて少ない医師に診断された夫婦

対象となる治療など

○体外受精または顕微授精

○県が指定した医療機関において受けた治療(県内3、県外21機関)

助成額など

・1回の治療につき上限10万円

・通算5年間

※他地区にお住まいの方は管轄保健所へ申請してください。

問合せ先 健康支援課

☎0555(24)9034

動物愛護について

人も動物も「命あるもの」です。飼い始めた家族の一員として愛情を注ぎ、最後まで面倒を見ましょう。

飼育の基本

○糞の放置、犬の放し飼いなど、他人に迷惑をかける。

○去勢や不妊手術をして、飼えない子を増やさない。

○迷子になってもわかるように連絡先を書いた名札を付ける。

動物愛護週間 9月20日(木)～26日(水)

動物の愛護と適正な飼養について、理解と関心を深めてもらうために設けられています。ペットの気持ちでペットの一日を見直してみましよう。

県動物愛護デー

日時 9月23日(日)午前10時

場所 アイメッセ山梨(甲府市)

内容 動物クイズ、犬のしつけ方教室

県民の日記念行事(富士吉田会場)

日時 10月21日(日)午前10時

場所 富士北麓公園

内容 動物愛護に関するコーナーを設けます。

問合せ先 衛生課

☎0555(24)9033